

別表 [F E N I C S 快適テレワーク S a a S アクセスサービス]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線および F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域 I P ネットワークおよびインターネット接続を利用できるようにするネットワークサービスです。

F E N I C S 快適テレワーク S a a S アクセスサービス

- ├── 初期サービス
- ├── 基本利用サービス
- ├── I D 利用サービス
- └── 設定変更サービス

3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 甲は、乙が本ネットワークサービスを実施する前提条件として、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービス専用の甲設備を用意するものとします。甲設備は、日本国内に設置されているものとします。
- (2) 本サービスにおいて乙が提供する機能等は、別途乙が提示する「快適テレワーク S a a S アクセスサービス サービス詳細説明書」（以下「詳細説明書」という）にて定めるものとします。甲は、詳細説明書の内容をあらかじめ確認するものとします。また、甲は、本サービスの実施期間中に詳細説明書の内容が変更される場合があること、および、変更された詳細説明書の内容が本ネットワークサービスの契約内容となることを了承するものとします。
- (3) 甲は、本ネットワークサービスに関する甲の窓口として権限を有する管理者（以下、「甲管理者」という）を選定し、乙所定の手続きにより乙に通知するものとします。
- (4) 甲は、詳細説明書にソフトウェアに関する利用条件等について記載がある場合には、本ネットワークサービスの利用にあたり当該利用条件等を遵守するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

- (1) 初期サービス
乙は、甲が次号および第(3)号の利用サービスを利用できるようにするため、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備および F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施するとともに、甲管理者が利用サービスを利用するために必要となる I D およびパスワードを甲に通知します。
- (2) 基本利用サービス
 - a. 乙は、K D D I 株式会社の提供する「K D D I Wide Area Virtual Switch」のプラグイン機能を利用するために、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社（以下、総称して「N T T」という）が提供する「フレックス 光ネクスト（ファミリータイプ）」をアクセス回線として、本ネットワークサービスを提供します。
本ネットワークサービスを提供するにあたり、乙は、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線からアクセス回線の終端に設置された宅内終端装置への伝送方向および宅内終端装置から F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線への伝送方向については他社と共有する最大 1 G b p s までの符号伝送可能な N T T が提供する電気通信回線を用い、宅内終端装置から甲設備への伝送方向および甲設備から宅内終端装置への伝送方向については最大 1 0 0 M b p s までの符号伝送可能な N T T が提供する電気通信回線を用いるものとします。
また、乙は、N T T の提供する「フレックス 光ネクスト」を接続する際に必要となる乙指定のルータを、甲に対し継続的に貸し出し、監視をするものとします。
 - b. 乙は、甲管理者が以下を行うことができる管理ポータルを利用できるようにします。
 - ア. 本ネットワークサービスで使用する P A C ファイルの作成
 - イ. 特定のクラウドサービス向けの通信情報の定期的収集および自動更新
 - c. 乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたって設定を行うためのインターネット上のポータルサイト（以下「ユーザポータル」という）を利用できるようにします。
 - d. 乙は、甲が次号のサービスを利用するための認証機能を提供します。認証にあたっては、甲が乙所定の方法で作成し、乙所定の方法で登録した I D が必要となります。
- (3) I D 利用サービス
乙は、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線をインターネット網と接続し、甲が、乙より提供されるソフトウェア（以下「対象ソフトウェア」という）を用いて S S L - V P N 方式で乙の専用ゲートウェイに接続することにより、インターネット V P N 接続を利用できる環境を提供します。甲は、自己の責任と費用負担で、本ネットワークサービスを利用するために必要な端末設備とインターネット接続環境を準備するものとします。また、甲は、対象ソフトウェアのインストール時に、甲の端末設備に表示される当該対象ソフトウェアの使用条件に同意するものとします。なお、対象ソフトウェアにおいては、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線への接続検証のために、端末設備の端末固有 I D（端末設備のネットワークインターフェイスの物理アドレスまたは端末設備に関する複数の情報を基に、乙所定の計算式により自動で生成した I D をいう）が使用されることを、甲はあらかじめ了承するものとします。
- (4) 設定変更サービス
乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたり、設定変更が生じた場合、所定の作業を実施します。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、乙に対しネットワークサービスまたはアクセス回線を提供する他の電気通信事業者の提供区域に準ずるものとします。

6. サービス提供時間帯

本ネットワークサービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、利用サービスの提供を中断することができるものとします。

7. サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスのサポート受付時間帯は、以下の時間帯とします。

- (1) 障害に関する問い合わせ：24時間365日
- (2) 障害以外の問い合わせ：平日（年末年始および乙の指定する休業日を除く）の9時から17時30分まで

8. サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスのサポート対応時間帯は、平日（年末年始および乙の指定する休業日を除く）の9時から17時30分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは24時間365日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、乙に対しネットワークサービスまたはアクセス回線を提供する他の電気通信事業者の障害対応時間帯に準ずるものとします。

また、宅内終端装置およびN T Tの収容ビル内装置等に発生した障害については、24時間365日とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日までとします。

10. 留意事項

(1) 甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、甲が核兵器、生物化学兵器等の大量破壊兵器およびミサイル等（以下「WMD」という）の開発等を行っていないこと、ならびに、本ネットワークサービスの利用目的がWMDまたは軍事用途でないことを保証します。

(2) 甲は、第4項に定めるサービスにおいて、ダウンロードサイトの事情等により、予告なくクライアントアプリケーションまたは対象ソフトウェアがダウンロードできなくなる場合があることを了承するものとします。その場合、乙は、それにより甲に発生した損害について、一切の責任を負担しないものとします。

11. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
快適テレワークSaaSアクセスサービス 初期費	NS34A00S	初期費	従量料金制（一括払）	式
快適テレワークSaaSアクセスサービス 基本利用料	NS34A00G	月額利用料	従量料金制（月額払）	式
快適テレワークSaaSアクセスサービス ID利用料	NS34A01G	利用するユーザID数分	従量料金制（従量払）	ID
快適テレワークSaaSアクセスサービス 設定変更費	NS34A01S		従量料金制（一括払）	式

[変更内容]

(2020年10月30日) 本別表を適用します。

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
ID	Identification
IP	Internet Protocol
SSL	Secure Socket Layer
VPN	Virtual Private Network

以上